特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ノビタキ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社サンスイ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社しまだ
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
福井県敦賀市公文名４号31番地
清算株式会社　株式会社ＤＳＫ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第９号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八山椒堂
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１０号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八堂フードシステム
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第２号
熊本市中央区水前寺１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社ＡＴ清算会社
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２５号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　株式会社ＤＡ
代表清算人　永登　和夫
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更
協定債権（以下、当該債権に係る債権者を「本協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社ＤＡ（以下「会社」という）が本協定債権者に対し負担している令和６年11月６日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　本協定債権者に対する弁済
会社は、本協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金額からこれらの債権額を控除した後の残額を弁済する。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社が本協定債権者に対して負担するその余の債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（ヒ）第１０１１号
愛知県津島市百島町字観音坊34番
清算株式会社　塚本商店株式会社
代表清算人　塚本　悦生
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の定義
令和６年２月28日までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする（令和６年２月28日以降の利息・損害金は除く）。
2　清算株式会社が各協定債権者に対して有する債務
各協定債権者の協定債権額は、別紙のとおりであることを確認する。
3　清算株式会社が塚本悦生及び塚本玲子に対して有する債務
協定債権者塚本悦生及び塚本玲子は、本協定の認可が確定することを条件として、協定債権をすべて免除する。
4　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、協定債権者塚本悦生及び塚本玲子を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙の配当額記載の金員（協定債権額の4.4868492％）を弁済する。
⑵　前号の弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　各協定債権者は、第１号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　新たな財産の発見
前項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
名古屋地方裁判所民事第２部